

社会福祉法人足利むつみ会行動計画（次世代育成支援推進法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年12月 1日～令和6年11月30日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、男性職員の育児休暇の取得促進を図る。

<対策>

- 令和2年4月～ 男性も育児休暇を取得できることを職員会議等を通じて周知し、取得促進に繋げる。

目標2：女性が活躍できる職場環境の整備を図り、管理職を目指す女性のキャリア育成を行う。

<対策>

- 令和2年2月～ 女性管理職研修を行い、スキルの習得を目指す。

目標3：男女ともに両立支援制度を利用しやすい環境の整備を進める。

<対策>

- 令和2年4月～利用可能な両立支援制度に関する周知を行う。
- 令和2年5月～休業から復帰した職員が相談できる窓口を設置する。